

山梨県公報

号外第二十一号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

教育委員会

- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………六
- 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………七

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「文化財指導監」の下に「文化財企画調整監」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の項中「文化財指導監」の下に「文化財企画調整監」を加え、同表県総合教育センターの項中「副所長」を削る。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

山梨県公報号外 第二十一号 平成三十一年三月二十九日

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副所長」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第七条(見出しを含む)中「副所長」を「次長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次長が複数の場合の専決は、あらかじめ所長の指定する次長が行う。

第八条第一項中「副所長」を「次長」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とする。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「又は文化財指導監」を「文化財指導監又は文化財企画調整監」に改める。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「次長等」を「次長」に、「副所長」を「次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」に改める。

第八条中「次長等」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号から第五号までの表中

教科に関する科目

教職に関する科

目 教科又は教職に関する科目	を	教科に関する専門的事項に関する科目	各教
科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 大学が独自に設			
定する科目 に改める。			
第十三条第一項第六号の表中 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教			
職に関する科目 を 領域に関する専門的事項に関する科目 保育内容の指導法に			
関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 大学が独自に設定する科目 に改める。			
第十三条第一項第七号の表中 教科に関する科目 教職に関する科目 を 領			

域に関する専門的事項に関する科目 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の			
基礎的理解に関する科目等 に改める。			
第十四条第一項第一号から第三号までの表中 教科に関する科目 教職に関する科			
目 教科又は教職に関する科目 を 教科に関する専門的事項に関する科目 各教			
科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 大学が独自に設			
定する科目 に改める。			
第十四条第一項第四号の表中 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教			
職に関する科目 を 領域に関する専門的事項に関する科目 保育内容の指導法に			
関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 大学が独自に設定する科目			

に改める。

第十七条第一項第一号及び第二号の表中

教職に関する科目

養護又は教職に関する科目

る科目

を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

大学が独自

に設定する科目

に改める。

第十七条の二の表中

教職に関する科目

を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

基礎的理解に関する科目等

に改める。

第十八条第一項第一号の表中

教職に関する科目

教育課程及び指導法に関する科目

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

各教科の指導法

道徳の指導法

を

5	7	各教科の指導法に関する科目
1	1	道徳の理論及び指導法
1	2	生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

5	7
1	1
1	2

に改める。

教職に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

第十八条第一項第二号の表中

各教科の指導法		
5	7	
1	2	

5	7	各教科の指導法に関する科目	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

を

に改める。

教科に 関する 科目	
教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目
生徒指導、教育相談及び進	

第十八条第一項第三号の表中

各教科の指導法			
5	5	7	
1	1	2	
1	2	2	路指導等に関する科目

5	5	7	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

を

に改める。

教職に関する科目

第十八条第一項第四号の表中

1	1	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目
1	1	法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
1	1	科目	教科又は教職に関する科目
2	3		

を

1	1	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
1	1	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	
1	1	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
2	3			

に改める。

第十八条第一項第五号中「高等学校教諭一種免許状の場合（中学校教諭普通免許所持）」を「高等学校教諭一種免許状の場合（中学校教諭普通免許所持（二種免許状を除く。））」に改め、同号の表中

く。（）に改め、同号の表中

1	1	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
1	2		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
4	6				

を

各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

に改める。

1	1	
1	2	論及び方法
4	6	

第十八条第一項第六号の表中

教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法
----------	-----------------	----------

を

保育内容の指導法に関する科目

に

改める。

第二十一条第一項及び第二項の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科
----------	----------	----

又は教職に関する科目

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導
-------------------	--------

法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

大学が独自に設定する科目

目
に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

別表中「二、八一〇円」を「二、八二〇円」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

序 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館

県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター
県立学校

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「総合教育センター副所長」を「総合教育センター次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中県総合教育センター副所長印の項を削る。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番